

令和8年度前橋市雇用拡大オフィス開設費補助金 Q & A

対象要件（補助金全般）

- Q 1-1 個人事業主として2年以上活動した後、法人登記して1年ですが対象となりますか。
A 1-1 対象になりません。申請時に法人設立の日から3年以上経過していることが要件となります。
- Q 1-2 市内で法人設立して現在は市外国内に本社を移転している場合は対象となりますか。
A 1-2 対象となります。ただし、直近に移転しているなどの場合は活動実態を確認させていただくことがあります。
- Q 1-3 既に市内にオフィスを開設していて、新たに開設する場合は対象となりますか。
A 1-3 対象になりません。
- Q 1-4 複数のオフィスを開設する予定ですがそれぞれ申請は可能でしょうか。
A 1-4 申請可能なオフィスは1拠点のみです。
- Q 1-5 店舗併用型オフィスは対象となりますか。
A 1-5 原則対象になりません。詳しくは交付要項「用語の定義2オフィス」をご覧ください。
- Q 1-6 賃貸ではなく物件を購入したのですが対象となりますか。
A 1-6 セキュリティ工事費や通信環境整備費、登記手数料等、交付要項記載の経費については対象となります。ただし、物件購入費は対象になりません。
- Q 1-7 コワーキングスペース等の日貸しや時間貸しは対象となりますか。
A 1-7 対象になりません。
- Q 1-8 賃貸借契約の締結日以降にこの補助制度を知りました。申請は可能でしょうか。
A 1-8 市内に新たにオフィスを開設する場合の開設日は、建物の建築工事に着手する日、売買契約や賃貸借契約の締結日等、対外的に開設したと認められる日です。いずれかに該当する日をまだ迎えていなければ、申請することは可能です。
ただし、交付決定日以前に発生した経費については、事業の事前着手に当たるため交付対象になりません。
- Q 1-9 「当該支社等の市内に住所を有する常時雇用者が新たに1人以上増加すること」とありますが、既雇用者が本社機能移転に伴い市外から転入する場合も対象となりますか。
A 1-9 対象になりません。上記要件を満たす者を新たに1人以上雇用することが必要です。なお、これは雇用拡大促進加算の要件においても同じです。
- Q 1-10 新たに雇用した市内に住所を有する常時雇用者は、パートやアルバイトでも要件を満たすでしょうか。
A 1-10 パートやアルバイトであっても「所定労働時間が週20時間以上」かつ「31日以上の雇用見込み」で、雇用保険に加入していれば要件を満たします。
- Q 1-11 オフィス開設等の日又は本社機能の移転の日から3年以内に当該オフィスでの業務

継続が困難となった場合はどうすればよいですか。

A 1-11 業務継続が困難と判断した時点で速やかにご相談ください。なお、業務継続困難の理由を勘案し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ただし、補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合は上記の限りではありません。

対象要件（雇用拡大促進加算）

Q 2-1 雇用拡大促進加算のみ申請することは可能ですか。

A 2-1 できません。

Q 2-2 新規雇用者が雇用後から交付金申請前までの間に市内に住所を有した場合は雇用拡大促進加算の対象となりますか。

A 2-2 対象になりません。雇用契約の時点で市内に住所を有していることが必要です。

Q 2-3 新規雇用の実績が申請時の人数を上回る見込みですが、増額を認めてもらえますか。

A 2-3 交付決定額の増額は行いません。交付決定額を上限に雇用実績に応じた交付額を確定します。

Q 2-4 新規雇用の実績が申請時の人数を下回る見込みですが、変更申請は必要でしょうか。

A 2-4 交付決定額の30パーセント以上減額となる場合は変更申請を行ってください。

Q 2-5 実際の雇用者が申請時に別紙2に記載した者と異なる、別紙2に記載した雇用者が実績報告前に離職又は市外に転出してしまった場合等に変更申請は必要でしょうか。

A 2-5 実績報告で報告時点において加算の対象要件を満たす者を別紙4に記載いただければ結構です。ただし、雇用人数に変動がある場合の取扱いは、QA 2-3及び2-4のとおりです。

Q 2-6 雇用拡大促進加算の対象となった新規雇用者が雇用後1年以内に離職又は市外に転出した場合はどうすればよいですか。

A 2-6 該当の事実が発覚した時点で速やかにご相談ください。なお、離職や転出の理由を勘案し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ただし、補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合は上記の限りではありません。

対象事業・経費

Q 3-1 国、県、市、民間団体、企業等から補助を受けた場合、一切対象にならないのでしょうか。

A 3-1 他の補助金との併用は認められません。ただし、申請事業（経費）が他の補助金と重複していないことが明確である場合は申請内容を整理した上で申請することは可能です。

Q 3-2 オフィスの賃貸借契約に係る敷金等の初期費用は対象となりますか。また、交付決定日が属する月のオフィス賃借料は対象となりますか。

A 3-2 交付決定後に賃貸借契約を締結する場合は対象となります。

Q 3-3 賃貸借契約の締結日以降に申請した場合、オフィス賃借料は一切対象にならないのでしょうか。

A 3-3 賃貸借契約の締結日から6か月分以内のうち、交付決定日以降で適当と認められる期間の賃料について対象となる可能性はあります。

Q 3-4 セキュリティ工事や回線工事などの契約にもQ A 3-3のような措置はありますか。

A 3-4 ありません。必ず交付決定後に着手してください。

Q 3-5 オフィス賃借料ですが、フリーレント期間がある場合の取扱いはどうなりますか。

A 3-5 賃貸借契約の締結日から6か月分以内で交付対象として適当と認められる期間のうち、実際に費用負担が発生する金額を交付決定します。

Q 3-6 オフィス開設のための土地・建物の購入費用は対象となりますか。

A 3-6 対象になりません。

Q 3-7 セキュリティ工事費とは、具体的にどのような経費が含まれますか。

A 3-7 防犯カメラの設置費や機械警備の導入工事費が対象となります。窓ガラスへの面格子やダミーカメラの設置等に係る費用は対象外です。詳しくは申請前にご相談ください。

Q 3-8 通信環境整備費とは、具体的にどのような経費が含まれますか。

A 3-8 回線工事費や手数料、固定電話機等の購入費用が対象となります。ただし、パソコンや携帯電話等の購入費用は対象外です。詳しくは申請前にご相談ください。

Q 3-9 実際に事業着手したところ、申請額(交付決定額)より費用が増減する見込みですが、申請額の変更は可能ですか。

A 3-9 交付決定額の増額はできません。実績額に対して交付決定額を上限に交付額を確定します。また、補助対象経費が30パーセント以上減額する場合は変更申請を行ってください。

Q 3-10 天災や事故等、やむを得ない事情により、減価償却資産の耐用年数より早く補助対象設備を処分しなければならなくなった場合はどうすればよいですか。

A 3-10 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した物品を市長の承認を受けずに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間内で処分することは認められません。期間内に保有が困難になりやむを得ず処分を行なう場合は、事前にご相談ください。なお、処分の内容や目的を勘案し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合は上記の限りではありません。

必要書類

Q 4-1 交付申請書等の責任者と担当者にはどのような人物を記載するのでしょうか。

A 4-1 責任者とは、代表取締役や支店長、営業所長等といった社内等において権限の委任を受けた役職者です。担当者とは、本件に関する事務を担当する者です。それぞれの要件を満たす者であれば同一人物でも可能です。

Q 4-2 メールで申請を予定していますが、公的証書の原本を別途郵送する必要はありますか。

A 4-2 原本をスキャンするなど、電子化したものを申請書類一式に添付いただければ、原本の別途提出は不要です。ただし、必要に応じて提出を求める場合があります。

Q 4 - 3 定款変更中のため、補助対象要件を満たすことが確認できる発行3か月以内の履歴事項全部証明書を提出することができません。

A 4 - 3 交付申請時にその旨を申し出るとともに手元にある直近の履歴事項全部証明書を提出し、実績報告時に定款変更後のものを提出してください。

なお、実績報告時に定款変更後の履歴事項全部証明書を提出できない、又は提出があったものの補助対象要件を満たすことが確認できない場合には交付決定を取り消す場合があります。

Q 4 - 4 補助対象物品を前橋市内の店舗で購入予定ですが、見積書は市外の店舗で徴取しても良いですか。

A 4 - 4 見積書は一般的に徴取した店舗において有効なものであるため、特別な事情がない限り購入する店舗のものを提出してください。